

令和3年12月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表

政策総務課

目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第74号	宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例	1
議案第75号	宇治市印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市印鑑条例	2
議案第76号	宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市建築基準法等関係事務手数料条例	4
議案第77号	宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	11

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第78号	宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	12
議案第79号	宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市国民健康保険条例	19

宇治市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>一 略</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p>1 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処する作業に従事する職員の特例)</u></p> <p>2 <u>第4条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であつて、規則で定めるものに従事したときは、当該職員に対し、特殊勤務手当として、当該作業に従事した日1日につき4,000円以内の額を市長の定める計算方法により支給する。</u></p>

宇治市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第16条 略</p> <p>(印鑑登録証明書交付申請の不受理)</p> <p>第17条 市長は、次 _____ のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) 印鑑登録証の提示がないとき</p>	<p>第1条～第16条 略</p> <p><u>(電子情報処理組織による印鑑登録証明書の交付申請)</u></p> <p>第16条の2 <u>前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と当該印鑑登録者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)</u>を使用して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>2 <u>前項の規定による申請をする者は、市長が指定する電子計算機に備えられたファイルに印鑑登録原票との照合に必要があると認める事項を当該申請をする者の使用に係る電子計算機から入力し、当該入力した事項についての情報に電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項に規定する電子署名をいう。)を行い、当該電子署名に係る電子証明書(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。)</u>と併せてこれを送信しなければならない。</p> <p>(印鑑登録証明書交付申請の不受理)</p> <p>第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録証明書の交付申請を受理しないものとする。</p> <p>(1) 印鑑登録証の提示がないとき(第16条の規定による申請をする場</p>

宇治市印鑑条例新旧対照表

現行	改正案
<p>_____。</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 印鑑登録証が著しく汚損し、<u>またはき損して</u>印鑑登録証の登録番号の識別が困難であるとき。</p> <p>(5) <u>その他市長が不適當</u> _____と認めたとき。</p> <p>第18条～第21条 略</p>	<p>合に限る。)</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) 印鑑登録証が著しく汚損し、<u>又は毀損して</u> 印鑑登録証の登録番号の識別が困難であるとき。</p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、市長が適當でない</u>と認めたとき。</p> <p>第18条～第21条 略</p>

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
別表第1 略 別表第2(第2条関係)			別表第1 略 別表第2(第2条関係)		
手数料の種類		手数料の額	手数料の種類		手数料の額
(1) 新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(第3号に規定するもの)	一戸建ての住宅(人の居住の用に供する部分有しないものに限る。以下同じ。)	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	(1) 新築住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(第3号に規定するもの)	一戸建ての住宅(人の居住の用に供する部分有しないものに限る。以下同じ。)	床面積の合計が200平方メートル以内のもの
		80,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額			80,000円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が交付する当該住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が交付する当該住宅の構造及び設備が長期使用構造等である旨が記載された確認書又は住宅性能評価書(以下この表において「確認書等」という。)が添付されている場合は、19,000円)
		ア 長期優良住宅建築等計画の認定の基準に適合する旨を住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)が証明する書類(以下この表において「適合証」という。)			
		19,000円			
		イ 登録住宅性能評価機関が交付する住宅性能評価書(当該住宅性能評価書に記載された住宅の性能			

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行				改正案			
を除く。)			が長期優良住宅建築等計画の認定の基準に適合すると認められるものに限る。)(以下この表において「評価書」という。) 23,000円	を除く。)			
		床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	104,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 36,000円 イ 評価書 71,000円			床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	104,000円(確認書等が添付されている場合は、36,000円)
	共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	75,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 19,000円 イ 評価書 23,000円		共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	75,000円(確認書等が添付されている場合は、19,000円)
	床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	79,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 19,000円 イ 評価書 23,000円		床面積の合計が100平方メートルを超えるもの	79,000円(確認書等が添付されている場合は、19,000円)		

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案		
	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	118,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 36,000円 イ 評価書 71,000円	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	118,000円(確認書等が添付されている場合は、36,000円)
	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	188,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 57,000円 イ 評価書 113,000円	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	188,000円(確認書等が添付されている場合は、57,000円)
	床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	387,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 101,000円 イ 評価書 213,000円	床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの	387,000円(確認書等が添付されている場合は、101,000円)
	床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	736,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 177,000円 イ 評価書 376,000円	床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	736,000円(確認書等が添付されている場合は、177,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	1,252,000円。ただし、次に掲	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	1,252,000円(確認書等が添付

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行			改正案				
		0平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 306,000円 イ 評価書 614,000円			0平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	されている場合は、306,000円)
		床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,343,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 565,000円 イ 評価書 1,144,000円			床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	2,343,000円(確認書等が添付されている場合は、565,000円)
		床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,598,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 798,000円 イ 評価書 1,612,000円			床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	3,598,000円(確認書等が添付されている場合は、798,000円)
		床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	4,838,000円。ただし、次に掲げる書類が添付されている場合は、次に定める額 ア 適合証 958,000円 イ 評価書 1,967,000円			床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	4,838,000円(確認書等が添付されている場合は、958,000円)
(2) 既存住宅	一戸建ての	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	120,000円(適合証 が添付されている場合は、28,000円)	(2) 既存住宅	一戸建ての	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	120,000円(確認書等が添付されている場合は、28,000円)

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行				改正案			
宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)	共同住宅等	もの		宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料(次号に規定するものを除く。)	共同住宅等	もの	
		床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	156,000円(適合証が添付されている場合は、53,000円)	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの		156,000円(確認書等が添付されている場合は、53,000円)	
		床面積の合計が100平方メートル以内のもの	113,000円(適合証が添付されている場合は、28,000円)	床面積の合計が100平方メートル以内のもの		113,000円(確認書等が添付されている場合は、28,000円)	
		床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	119,000円(適合証が添付されている場合は、28,000円)	床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの		119,000円(確認書等が添付されている場合は、28,000円)	
		床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	177,000円(適合証が添付されている場合は、53,000円)	床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの		177,000円(確認書等が添付されている場合は、53,000円)	
		床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	282,000円(適合証が添付されている場合は、85,000円)	床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの		282,000円(確認書等が添付されている場合は、85,000円)	
		床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの	581,000円(適合証が添付されている場合は、152,000円)	床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの		581,000円(確認書等が添付されている場合は、152,000円)	

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
	え3,000平方メートル以内のもの		え3,000平方メートル以内のもの
	床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	1,104,000円(適合証が添付されている場合は、266,000円)	床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの
	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの	1,878,000円(適合証が添付されている場合は、459,000円)	床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	3,515,000円(適合証が添付されている場合は、848,000円)	床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの
	床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの	5,396,000円(適合証が添付されている場合は、1,197,000円)	床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの
	床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの	7,258,000円(適合証が添付されている場合は、1,437,000円)	床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案	
<p>(3)～(5) 略</p> <p>備考 略</p> <p>別表第3・別表第4 略</p>	<p>(3)～(5) 略</p> <p>(6) 認定を受けた長期優良住宅建築等 計画に基づく建築に係る住宅の延べ面 積の敷地面積に対する割合の特例許可 申請手数料</p> <p>備考 略</p> <p>別表第3・別表第4 略</p>	<p>160,000円</p>

宇治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 <u>事業所内保育事業(第42条—第48条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条～第48条 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第4章 略</p> <p>第5章 <u>事業所内保育事業(第42条—第48条)</u></p> <p>第6章 <u>雑則(第49条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条～第48条 略</p> <p>第6章 <u>雑則</u></p> <p><u>(電磁的記録)</u></p> <p>第49条 <u>家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)により行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u></p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節・第2節 略</p> <p>第3節 <u>特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 <u>特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があつた場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第5項で定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次の各号に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p>ア <u>特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p>第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第1節・第2節 略</p> <p>第3節 <u>特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条)</u></p> <p>第4章 <u>雑則(第53条)</u></p> <p>附則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第5条 略</p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p>受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>イ <u>特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</u></p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3 <u>前項に掲げる方法は、利用申込者が同項第1号ア及びイ並びに第2号に規定するファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p>4 <u>第2項第1号の「電子情報処理組織」とは、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と、利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。</u></p> <p>5 <u>特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、そ</u></p>	

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
<p><u>の用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p>(1) <u>第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>6 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつた場合は、当該利用申込者に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>第6条～第37条 略 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 略</p> <p>2 <u>第5条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p>第39条～第52条 略</p>	<p>第6条～第37条 略 (内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 略</p> <p>第39条～第52条 略</p> <p>第4章 雑則 (電磁的記録等)</p> <p>第53条 <u>特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面(書類、文書、謄本、抄本、正</u></p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)</u>により行うことが規定されているものについては、<u>当該書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)</u>により行うことができる。</p> <p>2 <u>特定教育・保育施設等は、この条例による書面の交付又は提出については、当該書面が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織(特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面を交付し、又は提出したものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u> <u>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付</u></p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。</u></p> <p><u>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次の各号に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
	<p>(1) <u>第2項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p>(2) <u>ファイルへの記録の方式</u></p> <p>5 <u>前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p>6 <u>第2項から前項までの規定は、この条例による書面による同意の取得について準用する。この場合において、第2項各号列記以外の部分中「書面の交付し、又は提出」とあり、及び「書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面を交付し、又は提出した」とあるのは「書面による同意を得た」と、第2項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第</u></p>

宇治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正案
	<p><u>6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、第4項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例による書面による同意の取得」と読み替えるものとする。</u></p>

宇治市国民健康保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第5条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>404,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第32条 略</p>	<p>第1条～第5条 略 (出産育児一時金)</p> <p>第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>第7条～第32条 略</p>